

令和6年度第2回宗像市都市計画審議会議事録

令和7年3月28日(金)15時00分

宗像市役所北館1階 103会議室

委員出欠表(■出席 [オ]オンライン出席 □欠席)			
■黒瀬委員	[オ]松永委員	■鈴木委員	■長委員
■長谷川委員	■吉武委員	■小林委員	■上野委員
■川内委員	■齋藤委員	■大島委員	■大庭委員
■西委員	■倉富(宗像警察署 署長 中野委員代理)		

次 第

1 開 会

2 議事録署名委員の決定

3 審 議

第1号議案

第3次宗像市都市計画マスタープランについて(諮問)

第2号議案

宗像市景観計画について(諮問)

4 その他

(1) 第3次宗像市国土利用計画

(2) 宗像市立地適正化計画

5 閉 会

配布資料一覧

0 次第

- | | |
|---|--------|
| 1 議案書(1号~2号議案) | …事前に配布 |
| 2 参考資料 | …事前に配布 |
| 2-1 宗像市のまちづくりに関する計画の概要
(国土利用計画(案)、都市計画マスタープラン(案)、立地適正化計画(案)) | …事前に配布 |
| 2-2 国土利用計画等審議会 答申書 | …事前に配布 |
| 2-3 景観審議会 答申書 | …事前に配布 |
| 国土利用計画(案)概要版、本編…(報告資料3-1) | …事前に配布 |
| 立地適正化計画(案)概要版、本編…(報告資料3-2) | …事前に配布 |

令和6年度第2回宗像市都市計画審議会

○事務局

少々予定より早いのですが、皆様お集まりになりましたので、会議を始めます。本日、司会進行を務めます、船越です。どうぞよろしくお願いいたします。本日の傍聴希望者は、なしということになります。

今回は令和6年度2回目の審議会となります。昨年秋に、市議会議員の改選がございまして、新たに委員になられた方をご紹介させていただきます。皆様、お手元の名簿の方をご覧ください。

小林委員、そして河内委員、齋藤委員、3名が新しく就任されております。また、本日、松永委員はオンラインでの出席となっております。

委員全体14名のうち、全員が出席しており、2分の1の定足数に達しておりますことを、皆様にご報告いたします。

《配布資料の確認》

○事務局

続きまして、議事録署名委員ですが、運営方針に基づき、番号順に2名ずつお願いしております。前回は名簿の8番目まで進んでおりましたので、今回は名簿の9番目の川内委員、10番目の齋藤委員にお願いしたいと考えております。

今回のこの議事録につきましては、宗像市市民参画共同及びコミュニティ活動の推進に関する条例施行規則第6条により、3つの議事録作成方法がございまして、1つ目は、発言者が発言した内容を全て記録する方法。2つ目は、発言者の発言ごとにその要点を記録する方法。3番目は、会議内容全体の要約を記録する方法の3つがございまして。

本審議会におきましては、従前から1番目の発言者が発言した内容全てを記録する方法をとっております。そして、議事録の確認につきましては、会議後、委員全員に内容をご確認いただき、議事録署名委員のお2人に署名いただいた後に、市のホームページで公開したいと考えております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、ここから黒瀬会長に議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さんこんにちは。これより会議を始めます。まず、議事録署名委員と議事録の作成方法については、ただいま説明がありましたが、川内委員、齋藤委員にお願いいたします。では、改めまして、事務局の報告の通り定足数に達しておりますので、早速、議事次第に従って進めてまいりたいと思います。本日、先ほど説明があったように議案が2件ございます。事務局からまず議案について説明をお願いします。

《第1号議案：第3次宗像市都市計画マスタープランについて(諮問)》

《第3次宗像市都市計画マスタープランについて事務局による説明》

○事務局

まず、第 1 号議案、第 3 次宗像市都市計画マスタープランについて、ご説明させていただこうと思います。

まちづくりに関する計画の概要について、お配りした参考資料 2-1 の資料をご覧ください。

都市計画マスタープランをご説明するにあたり、宗像市のまちづくりに関する計画の体系について、お話しさせていただこうと思います。なお、一部は 10 月に開催した都市計画審議会で説明した内容と重複するかもしれませんが、ご了承ください。

宗像市のまちづくりに関する計画の体系として、都市計画マスタープラン関連の各種計画の位置付けについてお話しさせていただきます。都市計画マスタープランが図の中央のところにございまして、上位計画としては、第 3 次宗像市総合計画、国土利用計画や都市再生基本方針に即した内容としています。

また、宗像市の都市計画マスタープランの高度化版として立地適正化計画がございます。

その他に、関連計画として、景観計画など、記載の様々な計画がございます。今回の議案は赤枠部分でございます。赤枠部分だけご説明すると全体が見えてこないため、各種計画概要が記載された参考資料 2-1 でご説明させていただこうと思います。

次に計画のスケジュールでございます。上から、総合計画から景観計画まで、時期を合わせるように、令和 6 年度に計画を見直しております。

この色がついている 4 計画、都市計画のうち、国土利用計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画は、長期的な展望に立って計画を策定するため、目標年次を令和 17 年度とし、計画を見直しているところです。

では、各種計画の内容の説明をさせていただきます。1 番上位の第 3 次宗像市総合計画の「まちの将来像」は「ずっと住みたいまち宗像」です。また、総合計画には様々な分野の目標がございますが、都市分野の目標としては、「心地よい生活空間の中で、安心して住み続けられるまち」と、この将来像や目標に向かって、国土利用計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、この 3 つの計画の策定を進めてまいりました。

まず、国土利用計画について、策定のポイントは、社会情勢の変化に対応した土地利用展開や市のまちづくりの動向を踏まえ、今後 10 年を見据えた土地利用構想を策定しております。資料右側の土地利用構想図をご覧ください。この土地利用構想図は、市の根幹となる土地利用の方向性が集約されております。主に、森林や田畑、宅地など、大きな視点に立った土地利用構想が書かれているものでございます。

こういった構想をまず見据えて集約型都市構造の充実や、また、多彩な地域資源の保全と積極的な活用を行うよう基本方針を定めているものでございます。

この大きな視点に立った土地利用構想から、計画ごとに細かく視点が変わってくるというイメージを持って、都市計画マスタープラン、立地適正化計画のお話を聞いていただければと思います。

都市計画マスタープランの計画改定のポイントは、コンパクト・プラス・ネットワークの進化と拠点性の向上、地域特性を生かした戦略的な土地利用の推進による市の活力創造など、5 つの点がございます。

これらは、昨今の社会情勢、宗像市特有の課題などを踏まえた上での計画改定ということでございます。都市計画マスタープランの基本理念として、「宗像版多極連携の集約型都市構造の形成」を目指していると記載しており、立地適正化計画とも深く関係しております。

宗像版多極連携の集約型都市構造の形成を行っていくことで、「目指すべき都市構造」を形成していくこととしています。

最後に、立地適正化計画です。宗像市は平成 30 年に策定をしており、5 年を経過した時期がちょうど今の時期で見直しの時期でした。第 1 回都市計画審議会、立地適正化計画の現状報告をさせていただいております。

立地適正化計画の見直しのポイントとしては、2つの計画の改正に合わせ整合性をとるとともに、昨今、激甚化する災害等にも、対応した災害に強いまちづくりを目指し、新たに防災指針を策定しております。

また、立地適正化計画に位置づけられた効果的な施策を推進するため、数値指標の見直しなどを行っております。

項目4番をご覧ください。国土利用計画等審議会で調査・審議の結果、国土利用計画や立地適正化計画の答申としては、この2つの計画の案が適当であると認める答申をいただいております。

また、都市計画マスタープランについては、案の通り、同意する意見をいただいております。都市計画マスタープランについては、この都市計画審議会で、10月4日に諮問をさせていただいているところでございます。

2つの審議会があるため、時系列で追って振り返っていきたくと思います。こちらは、左側が都市計画審議会の流れでございます。右側が国土利用計画等審議会の時系列でございます。まちづくりに関わる3計画が、国土利用計画等審議会で調査・審議、また意見聴取をしながら都市計画審議会に適宜報告をして行ってまいりました。

10月4日の都市計画審議会に、国土利用計画を報告、また都市計画マスタープランを諮問、そして、立地適正化計画の意見・聴取をさせていただいたところでございます。

その後、また都市計画審議会で出ました意見を国土利用計画等審議会の方に戻しまして、今年の1月10日から2月9日までパブリック・コメント実施し、2月の国土利用計画等審議会で、答申と同時に意見・聴取を踏まえ、今日に至っております。

本日この都市計画審議会では、国土利用計画の報告、立地適正化計画の報告と、都市計画マスタープランの答申をいただく予定でございます。

では、答申をしていただく内容として、都市計画マスタープランについて、10月から現在に至る過程で変更があったのか、また、パブリック・コメントではどのような意見が出たのかということをお話しさせていただきます。

配布資料の第3次宗像市都市計画マスタープラン(案)概要版についてですが、前回審議会で配布した資料内容と変更はありません。そのため、前回の振り返りとなりますが、概要版を用いて説明します。

まず、都市計画マスタープランの大きな役割として、3つございます。1つは、都市づくりの目標を設定すること。また、市民が都市づくりの課題や方向性を共有し、具体的な都市計画の決定、実現が円滑に進むようにすることでございます。

次に本市の現状と課題分析についてです。例えば、宗像市特有のところであれば、土地利用の強みとしては、良好な住宅団地が形成されていることや、住宅を中心に歴史や文化等の地域資源が調和した土地利用が形成されていることや、こちらJRや赤間急行バスの運行により利便性が高く、福岡都市圏、北九州都市圏へのアクセスが高く、これらの路線の一部区間においては県の基幹公共交通軸に位置付けられているという強みがございます。

こういった課題、強み・弱みを把握した上で、まちづくりを取り巻く社会潮流の整理を行ってきました。本マスタープランでは、持続可能な社会の実現に向けた都市の方向性を明確にしております。

概要版裏面の「第2章都市づくりの目標と基本方針」をご覧ください。第3次宗像市総合計画を踏まえて、本マスタープランでは集約型都市構造を目指す内容を記載しております。

これは、各地域拠点・中心の機能を強化し、地域間の連携を促進することで、多様なニーズに対応できる都市構造の構築するというものです。

また、本マスタープランの改定の視点として、「地域特性を活かした、戦略的な土地利用の推進による市の活力創造」や、「既存ストックを最大限に活かした、多様な主体との共創による持続可能な都市の実現」、そして「多彩な自然・歴史文化資源を活かした観光交流拠点の形成」など5つを挙げております。

では、資料右側をご覧ください。集約型都市構造のイメージ図でございます。特徴として、JR 赤間駅、東郷駅周辺を中心拠点として、周辺地域との連携を強化することとしています。また、本市の大事な軸として、東西交流軸の広域交通が二つあります。図の赤間・東郷駅にあるJRの軸と、国道3号の軸です。図では各拠点が連携するようなイメージが理解できるかと思えます。

次のページをご覧ください。見開きとなっているところでございます。こちらは、将来都市構造を表しております。この図に基づき、市街地ゾーン、農住共生ゾーンなどを設定し、それぞれの特性に応じた土地利用を推進していきます。

より具体的には、右側に記載の表をご覧ください。「ゾーン」、「拠点・中心」、「軸」また、「その他」というように、様々な位置付けを行い、まちの特性を生かしてまちづくりを行っていくことを示しています。

次のページをご覧ください。こちらは、都市計画マスタープランの第3章から第5章までの概要です。土地利用の方針や都市施設等の方針、都市環境形成がどのように進められていくのか記載させていただいております。

土地利用については、都市的空間において、居住空間の向上や商業業務機能の集積、歴史・文化資源の活用を促進しています。その他、自然・田園的空間においては、農林漁業の振興、自然環境及び農村環境と共生する住環境の形成を推進するという内容を主に記載しております。

都市施設等の方針は、道路網の整備、公共交通の利便性向上、その他、公園等の推進や公共施設においては、防災対策、下水道整備の、整備の推進などを記載しております。

都市環境形成の方針は、環境に優しい都市づくり、安全・安心の都市づくりや、人にやさしいまちづくりといった観点から快適で持続可能な都市環境を形成することを記載しております。

そういったところをまとめまして、第6章、最後の章でございますが、マスタープランの実現に向け、中心拠点などの機能強化、工業用地の確保、既存住宅団地の再生・再編などの重点策を行うこととしています。これらの施策を効果的に推進するために、市民、事業者、行政が連携し、協働のまちづくりを進めてまいります。

《第3次宗像市都市計画マスタープランに関するパブリック・コメントの結果について》

こちらが、1月に行いました都市計画マスタープランのパブリック・コメントをまとめたものです。意見の提出状況としては、1人から6件の意見をいただいております。

他の計画の状況は、国土利用計画は1人から4件の意見が出まして、こちら国土利用計画については一部修正を行いました。また、立地適正化計画については意見はございませんでした。

では、パブリック・コメント、都市計画マスタープランについて、どのような意見が出てきたかを説明させていただきます。計画の課題分析や、将来、都市構造、地域における便利施設の確保、計画形成など多岐にわたる意見がありました。

これらの意見を要約し説明すると、「課題分析における弱みを強みに変える具体策が見えてこない」という意見がございました。回答として、本計画内の基本構想や土地利用方針などで弱みを克服するための対策を示しております。また、3章以降で、各方針を記載しておりますので、原案通りとさせていただきます。

また、「将来都市構造の区分についての説明が不明確」という意見がございました。この意見は、もっと、各地域をより具体的に見る、例えば、これが河東地区などどうあるべきか、自由ヶ丘地区はどうあるべきか、より狭い視点で見ていくかというようなご意見がございました。回答として、将来都市構造は、都市全体の大きな枠組みを示すものなので、個別の地域や地区に絞った説明はしていないということで、原案通りとさせていただきます。

そして、「地域における医療機能や商業施設の確保に関する具体的な方針や説明が不足している」というご意見については、今回の計画では、前回計画と比較しまして、地域中心や生活中心の位置付けなどを細やかにしております。また、商業施設の規模などは、地域特性において方針を示しております。ただ、各施設の立地は、最終的には、それぞれの需要や採算性を考慮して、事業者が判断することとなりますので、本計画では地域の特性を記載させていただいているところでございます。

他の意見として、「拠点・中心の形成方針における言葉の使い分けについて、住民への丁寧な説明が必要だと思います」ということでしたので、必要に応じて、ルックルック講座、これは市民向け講座のことでございますが、そういった手法で説明をより詳しくして参りたいと考えております。

その他に、「景観形成における自然環境を守るための具体的な取組が不明確」という意見です。こちらについては、多様な景観資源の保全・活用、地域特性に応じた景観形成を推進しており、自然豊かな環境における土地利用については、環境保全を前提に関係機関と連携し進めてまいります。

なお、いただいたご意見については、計画全体の方向性や基本的な枠組みを変えるものではなく、概ね、原案通りとさせていただいているところでございます。

以上が、都市計画マスタープランについてのご説明となります。ありがとうございました。

《第 1 号議案 第3次宗像市都市計画マスタープランに関する質疑応答》

○会長

では、ただいま事務局から説明があった第 1 議案について、審議を行います。

その後、都市計画マスタープランの案について、審議会として皆様の意見をいただきたいと思っております。まず、質問書についてお伺いしますが、事前に委員から質問書は提出されていますでしょうか？

○事務局

はい。本日の第 1 号議案については、大島委員より、まちづくりに関する様々な内容の意見をいただいております。これらと今回の議題である都市計画マスタープランの関連性では、企業誘致及び観光振興に関する土地利用についてお尋ねされたいということでした。これらについて説明させていただこうと思っております。

なお、大島委員は、様々なまちづくりに関する企画や、こうしてほしいという案を、窓口で様々なアイデアをご提案されているところでございます。

では、ご質問について回答させていただこうと思っております。まず、企業誘致に関する土地利用について、都市計画マスタープランのP48をご覧ください。こちら今回の都市計画マスタープランの計画改定の視点として、各委員からのご意見等を踏まえまして、「地域特性を生かした戦略的な土地利用の推進による市の活力創造」というところが重要なポイントだと捉えております。

企業誘致に関連する観点から、計画策定の視点の中に入れていただいております。1 つが、広域交通のポテンシャルを活かした、地域産業の活性化に資する工場誘致の用地確保です。その他にも、市街化調整区域で

は、無秩序な土地利用を抑制しつつ、災害リスクを考慮した上で、地区計画制度の活用等により、持続可能な地域づくりを目指すものです。また、具体的な土地利用は、都市計画マスタープランP57に記載しております。この中に、交通の利便性が高いところにおいては、工業流通業務などの機能を配置し、無秩序にならないよう、新たな産業の誘致を図っていく位置づけを行っております。

次に観光振興に関する土地利用について、こちらもP48の計画改定の視点をご覧ください。ご意見等を踏まえ、「多彩な自然、歴史文化資源を活かした観光交流拠点の形成」という視点を作成しています。特に大事だと考えているところが、「市民、事業者、市が一体となり、地域資源を保全活用する取組みを推進する」というところでございます。具体的な土地利用は、P58の「歴史・文化交流地区」や「海岸と島々」のところに記載しております。こちらの取組みについては、現在、福岡県のまちづくり専門家派遣制度を活用して、非常に自然景観の資源豊かな地区の住民の皆様が、一体となって、地区計画の提案に向けて動いているところでございます。このように、市民・事業者と一体となって、地域資源を保全と活用をする取組みを推進していこうとしているところでございます。

以上、大島委員からの質問に対する回答でございます。

○会長

ありがとうございます。大島委員からのご質問に加えて、この場で是非ご質問をいただければと思います。細かい内容でも、大まかに分かりづらいというところも含めてご質問ください。

最初に説明があった通り、市の個別のプロジェクトは、このマスタープラン、それから、関連計画の立地適正化計画に示されている方向と合っているかどうかを判断して、個別に都市計画の判断を行うことになると思います。そのため、非常に重要な計画かと思えます。

逆に、この方針と違うということであれば、新しいプロジェクトに関しては、この計画そのものを見直すかどうかという、かなり時間かけて議論していくこととなりますので、これから10年、20年という長期的な視点も持つこのマスタープランは非常に重要な計画だと思います。

先ほどの大島委員のお話にも関連しますが、私も国土利用計画等審議会の委員をさせていただいております。いくつか議論の論点をご紹介します。

1つは、これは国全体ということですが、人口が減少する中で、これ以上まちを大きくする必要があるのかというのが、全国で言われているところでございます。一方で、九州、熊本のTSMCが代表的ですけれども、新たな産業がやってきた時に、産業用地、土地を自治体で用意し、すぐ対応できる体制を取りたいというのも、産業振興の観点から重要だと考えられます。そのようなことをどうやって両立するのかというのが、1つ大きなテーマでございます。

そしてもう1つは、先ほどの観光振興の話も関係しますが、人口が減少している地域でも、まちづくりと頑張りたいという皆様方がいらっしゃる時に、どう取り組むかという話です。宗像市の場合は、旧玄海町の方が市街化調整区域のなかでも、しっかりまちづくりに取り組みたいということも考えられます。例えば、観光客を誘致するために制度を整えたり、観光客を受けるための施設が一致できるようなルールを作っていくとするのが、2つ目の方向で、こちらは地区計画という都市計画の方法で具体的にご説明できるかなと思います。

それから、前に表示している集約型都市構造のイメージ図が非常に分かりやすいですが、普通は、中央に駅の周りに中心があって、それ以外は住宅地、その外側に農地、もしくは海に広がっていくという構造が多いです。

しかし、宗像市の特徴は、JR 鹿児島本線以外に 3 号線のバイパスがあって、3 号線のバイパスの沿線に、それなりの商業集積があります。光岡の交差点が代表的ですけれども、そこについては、まちの拠点として一定、位置づけようというところが、一般的なまちと比べて少し特徴的な計画であると思っております。

そして、将来都市構造図で、水色の点線の丸がついているところですが、今日の事務局の説明では分かりづらかったと思うので、はっきり言うと、3 号線の沿線と、それから南の方に、これから工場用地・工場立地の可能性があれば、立地を検討してもいいのではないかというエリアを、点線で丸がつけてあります。

これは色々議論があって、人口が減少していく中で、市街地を拡大するとまちが維持できなくなるのではないかと懸念もあります。一方で、先ほど申し上げたように産業用地を確保したいということもある中で、エリアを絞って、用途を絞って、3 号線などの丸い水色の点線で記載していますが、この記載が結構重要です。

例えば、市街化調整区域を市街化区域に編入する、もしくは、地区計画で何らかの工場の立地を認めようということになっていくときに、マスタープランに位置づけてないと、すんなりとこの都市計画審議会として通すことはできないと思います。

将来的な、エリアの特性を考えていこうというのが、このマスタープランが示していることで、まだ具体的に決まったわけではないですが、このエリアは土地利用の検討をしてもいいのではないかという候補として入っているので、この点をこの審議会の場で確認しておいていただくのも大切なと思います。端的に言うと、日の里団地の南の方にある 3 号沿道と、それから自由ヶ丘の南の方の部分にある青い点線の二つの丸のところ。地区計画に関しては、図の北の方にある主に旧玄海町というように思っていた方がいいかもしれません。以上が、私の個人的な理解の補足でした。

○西委員

すいません、先ほど事務局がおっしゃったように、神湊については、現在、県の方に相談を受けている状況です。

○会長

事務局は、神湊と言っていないのですが。

○西委員

そうでしたね。県としても、県の制度であるまちづくり専門家派遣制度を利用してもらっているところ。さて、今、会長からお話しされた南の方にある青い点線の丸のところについては、高速道路のインターチェンジ付近を想定しているのでしょうか。

○事務局

こちらですね。おっしゃるとおり宮若インターに近接しており、県道があるため候補として記載しております。

○西委員

なるほど、3 号線の方にある、もう 1 つの青い点線の丸はどうでしょうか。用地は空いているのでしょうか。市街化調整区域と思われませんが。

○会長

空いている状況です。ただ、私が答えることではないですが、国土利用計画等審議会において、今まで何のために緑を残していたのかということを見ると、3号線バイパスの役割は、基本的に車を流すための道路としているところです。その自動車交通を流すための道路の横にたくさん施設を作って渋滞するのは本末転倒ではないかという議論がありました。しかし、工場等であればそういう恐れも小さいのではなかろうかという議論も踏まえて、土地の利用用途を絞った上で、用地を確保できれば、渋滞等の課題が小さくなるという話がありました。

○事務局

国土利用計画等審議会の委員でもある黒瀬会長、ありがとうございます。おっしゃる通り、そういったご議論がありました。こちらの3号線バイパスについては、古賀インターに近く交通の利便性等と、近接する周辺の土地利用が準工業地域として用途地域の設定が行われている地域となります。そのため、工業流通業務地ということで位置づけております。以上です。

○小林委員

神湊地区と岬地区にある紫の点線の円は特化施設地区っていうのはどのようなものでしょうか。

○事務局

こちらの特化施設地区は、漁港でございます。岬地区は、県内でも有数の水揚げ高がある鐘崎漁港があります。その他、こちら特化施設の紫色の点線の丸は、例えば、メイトム宗像や宗像ユリックスのところにも位置付けております。この位置付けは多様で高次の市民活動や産業活動ができるようなところとしています。詳しくは概要版の右側の表にある「将来都市構造の設定」をご覧ください。

○会長

基本的には拠点や中心と呼ばれる、表の上の方に書いてあるところに施設などの機能を誘導したいというところですが、宗像ユリックスなど、いくつかの高次の都市機能を有する施設は、もうすでに建ててられているところがあり、そういった機能を持つものはこれからも保持していこうと、漁港などもそうですが、そういう特定の機能に特化している部分については、しっかりと計画に位置づけて、そのまま活用していこうと捉えられます。

また、それ以外の機能については、基本的には拠点もしくは地域中心という形で位置づけているところに誘導していくという流れとなります。都市機能の誘導について立地適正化計画でもう少し細かく説明があると思います。

○齋藤委員

よろしいでしょうか。先ほど説明があった工業用地について伺います。宗像市のまちづくりの課題として「産業がない」ということはよく言われるので、こういう用地を残すっていうのはすごくいいところ且つ、開発されていないところなので、一見すごくデメリットがなさそうで、僕はいいかなと思います。ちなみに僕の見落としというか、考えられるデメリットとかっていうのはあったりするんですか？こういうのを定めて計画として残しておく上で。

○事務局

計画に位置付けないといけないと、まず、この計画に位置づけることで、具体的な都市計画が決定、実現が円滑に進むようになるところです。それがデメリットになるところは…。

○齋藤委員

ないならないで構いません。僕は賛成意見なので。無理に抽出をする必要はないかなと思っています。

○事務局

市として元々市街化を促進するところでございませんで、よく言われるのが、例えばインフラなどですね。先ほど言った通り、特に3号線の方につきましては、すぐ横が準工業地域というのがありますので、ある程度のインフラはございます。

一方南側の朝町地区については、少しインフラが弱いところはございますが、例えば、流通施設等で対応できればデメリットにはならないのではと、思っているところでございます。以上です。

○齋藤委員

攻めの姿勢を残すというのはすごく良いことと僕は思っているんで反対とか全然ないです。

○会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか？

○上野委員

弱みの中に、都市計画道路の整備のところ、未整備の都市計画道路の弱みとの記述があり、これに関しては都市計画道路ですので、市だけが原因ではないところは大きいにあるかと思えます。しかし、この部分で何か具体的に、今後のこの都市計画の期間内で、力を置いていくようなところがあるのであれば確認をさせていただけたらと思えます。

○事務局

はい。お答えしますと、実際に未整備の都市計画道路は多く存在しております。例えば、JR鹿児島線をまたぐようなところであったり、福間の方へ伸びていくような都市計画道路だったり、様々なところでございます。そういったところは今後とも、道路部局と連携しながら、重要に応じて、どういったところをより具体的に進めていくのか、関係各所と連絡を取りながら把握していくところでございます。実際に、今、JR赤間駅前の、旧国道3号であったり、そういったところは整備が進んでいるところでございますので、今のところですね、具体的などは難しいですが、連携を取りながら進めていくということになります。

○事務局

本編でいきますと都市計画P76に、都市計画道路、幹線道路整備という記述がございます。その中で述べているところが、当然計画ですので、市としては自分たちの計画を実施していきたいという考えは、都市計画マスタープランの中ではあるというところでございます。以上です。

○会長

そういう意味で、整理されている道路でも、潜在的な優先順位はあるだろうなというところと思います。

○上野委員

あまり具体を言うのも、コメントが難しいところがあるだろうと私も思っていますが、例えば赤間駅前、くりえいと周辺のあたりは、渋滞が恒常化しているようなところもございますし、3号と、土穴、朝町あたりのエリアについて必要性は高いところなのではないかと感じてはいますので、是非、都市計画マスタープランのこの見直しに合わせて、優先順位のところでも進めていただきたいなど。

○大島委員

ちょっといいですか？一応南北の方に道があった時、今バイパスのこの裏に、バイパスがちょうど東郷の駅から下ってきたところでストップしているんですよ。あのストップしているバイパスの延長はいつまで工事をされるのですか？以前は3号線に繋ぐという話があったわけですね。

だから3号線に繋がれば、旧国道3号線、それから今の3号線の渋滞がものすごくひどいんですよ。これを解消するためにこっちを作ったのではないのでしょうか。違うんですか？ここのバイパス。

それが3号線に繋いでないもんやから。皆そっちに行かないわけですよ。で、ここガラガラですよ。

○事務局

ご存知かもしれませんが、福岡県の方が今事業を進めているところです。少し見えているかもしれませんが、今3号線からは少し山を削って、JRの下をくぐってくるような形の計画が今ありますが、そこは市としては要望という形ではしていく中で、先ほどの優先順位という話がございますが、その中で、詳しいところは道路部局と話さなければませんが、市としてはそこは要望して、福岡県の優先順位の中で、今進めていけるというのは聞いてるところではございます。

○大島委員

はい。それと海老津に繋がるトンネルがありましたよね。3号線の。そのバイパスもトンネル掘って、岡垣の方まで繋ぐという話も聞いています。大体宗像市は東西に旧3号線と3号線の2本だけです。バイパスは今途中で止まっているし。それから福岡の方を通っていかないとゴルフ場が邪魔になります。それだったら海側をって、私が考えているのは、地島、大島に橋かけて、大島から新宮の方に通すような格好の橋を架ければどうでしょうかと言いたいのです。そうすると流れがいいんですよ。

○会長

大島委員、もしかすると市だけでできる範疇を越えてしまっているかもしれません。市の方で考えていらっしゃることは少しお話いただければと思いますけれども。

○西委員

私も県の別の部署なので、道路の詳しい話はできませんが、先ほど事務局から話があったように、八並の交差点に結ぶところを今、第1優先で県の方としても市と協議を進めているところでございます。で、それを最優先で

まずは3号線の方に繋ぎたい。そして、東郷駅の前の道も整備が終わっておりますので、そちらからまずは3号線を八並に繋ぎたい。そして、その後先ほどから話題になっています、くりえいの方の縦の幹線っていうのは協議して、今のところは進めていくべきかなと思ってます。やはり宗像っていうのはJRで南北が分断しているような状況でございますので、今日の計画を見せてもらっても、JRの駅をしっかり連携して集約したまちづくりをやっているという話ですので、3号線にまず繋ぐものと、東西を結ぶものと、南北の方ですね、県の方もしっかり整備を進めていきたいと思っております。

○大島委員

東京は川の上に高速道路が通ってます。だから釣川が神湊から赤間周辺を通過して、それから宮若の高速道路まで都市高速を作って。神湊や鐘崎の漁協と話したけど、魚が取れなくなったわけです。そして神湊や鐘崎の方は山口の沖の方にフグを取りに行くわけです。そして鐘崎に下ろすのではなく、下関の方で下ろすわけです。

それから、イカは呼子に持って行っています。こんなもったいないことをするなと言いたいわけですよ。そのためには高速道路に繋ぐ都市高速を宗像市は考えるべきです。そうすると産業の発展ができる。人口も増えてくるわけですよ。税収のことを考えないといけないのです。市の方はもう少し税収を増やさないとどうしようもないことになってきます。

それともう一つ、前回の審議会のことですが、住宅を作る須恵地区についてです。畑は絶対に住宅地にしたらいいけません。なぜかと言うと、今能登半島の地震災害で食料が取れてないわけです。そのためにも宗像市は三女神がいるから地震が絶対来ないと言う人もいるんでしょうけど。でも言ったら悪いけど私は畑を潰すというのが大嫌いです。株式会社農業っていう一団体があるわけです。そこで息子さんたちがみんな農業をしないんですよ、今は。でもその土地を貸して農業させればいいんですよ。

○会長

申し訳ございません。もしかしたら総合計画ですとか、都市計画だけで対応できない、もっと大きな計画を検討する場でお話いただいた方がいいような内容もあるかと存じます。事務局からは、都市計画マスタープランで対応できるところを本日はご意見いただければ。おそらく市の産業政策や、総合計画のように、都市計画よりもさらに高次のところでご提案いただいた方がより有効なのではないかと思えます。先ほどの道路の話は県の西課長からも優先順位もお示いただきましたので。

皆さんいかがでしょうか？はい、お願いします。

○小林委員

新幹線の駅を宗像に、宮若ですよ？そういう動きが何か宗像市も参加されているのですか。新聞に出ていたが。

○事務局

直方市が中心となって近隣の鞍手町、宮若市、宗像市、そして小竹町が入っていましたが、まずは駅の場所がどこということではなく、当然その中では宮若市にも新幹線は通っておりますので、場所ありきではなく地域振興も含めて準備会という形で議論していきましょうという会で、新聞報道もされております。その中に宗像市もメンバーとして入っているということです。

○小林委員

できるだけ宗像に近いところになるといいですけど。ぜひ頑張ってください。

○会長

そうですね。新幹線の駅ができることになったら、改定期を待たずに、この計画ももう1回新たに作り直す必要があるかなと思います。他いかがでしょうか？

○長谷川委員

よろしいですか？どの程度意見を言っているのかというところでなかなか難しいのですが、P73に都市基盤の整備方針が書かれています。文言的にはこれで十分かなというところもありますが、最近の道路の陥没とか、要は公共インフラの老朽化の問題がたくさんピックアップされてるんじゃないかなというところで、P48で計画改定の視点の視点3の中に含まれるのかなとは思いますが、公共施設のことが書かれているけれど、インフラのことが、従来通りの延長線上にしか持たれてないようなイメージを持つからですね。実際にことが起きると非常に大きい問題になってくるのかなど。このまちづくり全体ですね。そういったところもあるので、特に宗像の場合は、下水道とかもかなり早い時期から整備されているので、合わせてずっと更新は一定程度はされてるのかなとは思いますが、そういった視点もこういった中には入っていた方が、ベースとしていいのかなど。それがもしかすると立地適正化計画というか、そういったところにも色々出てくるかもしれないですが。そこが薄いような感じがしたからですね、意見として言わせていただいています。

○事務局

貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃる通りで、これから維持管理をしていく時代に入ってくる中で、計画の方には述べさせていただいております。あとは、公共施設で橋であれば橋梁、トンネルであればトンネル、下水道であれば下水道、個々のインフラごとに計画を作って進めておりますので、ここでは大きく老朽化対策をしますという形で記述させていただいているところでございます。

○長谷川委員

多分そうだろうと思いました。

○事務局

雨水もそうですが、雨に強いまちづくりビジョンという形で、浸水対策も進めていくところがございますが、それについても個別の事業という形で計画を作って対応していくという形で今進めさせていただければと思っております。

○会長

非常に重要な点かと思いますが、皆様もいろいろなご意見があると思いますが、道路を作ったら作った分メンテナンスしなきゃいけないので、拡大するのか、縮小するのか、現状維持するのか。それから皆様の税金でその道路を維持管理する、橋梁を維持管理するということですので、そのあたりをどういうバランスでやっていくのかということかと思いますが。

○事務局

追加で説明いたしますが、公共施設のアセットマネジメント計画というのがありますが、その中で財源的なことも含め、突発的に出てくることもあるかと思いますが、全体的なところは財政面でも把握しているというところがございます。以上です。

○会長

ほかにありますでしょうか。

○鈴木委員

マスタープランの内容というよりは、市民向けの資料としての分かりやすさという点ですが、先ほど出てきていたイメージ図、例えばこういうのは市民の方も分かりやすいと思うのですが、言葉が分かりにくいなど。「拠点」「中心」と似たような言葉がたくさん出てきていますが、パブリック・コメントの中にもそれを指摘するご意見があったかと思えます。市の対応として、市民向け講座などで丁寧に説明していくということでしたが、できればそのホームページに公開する際にはより分かりやすい資料にしてから載せておいた方が良いのではないかと、思えます。特に分かりにくいと思うのが「生活中心」です。日常生活でも「生活中心」とかいう言葉は使いますので。市民目線から、もう少し適切な言葉にならないかなど。できるだけ最初の段階から分かりやすい資料として公開されると良いと思えます。

○事務局

ありがとうございます。そういったご意見を踏まえて、分かりにくい用語については今巻末の方に用語集を掲載させていただくことを検討しています。そして、宗像の独特な言い回しで拠点とか中心という言葉が出てきている背景があり、集約型都市構造を目指す方向性で、市街化区域と市街化調整区域で、同じ拠点という集まりをどう表現するかというところで、大変苦勞した経緯がございます。まち部の拠点と農村部の拠点に、何らかの区別をしないと混乱するので。こちらを見ていただきましたが、「拠点」というのはまち部で使っている言葉で、「中心」というのはまちではない農村や漁村の地域で集積が見られるところで使っている、宗像独特の言葉でございますが、分かりにくさに拍車をかけているところですので、丁寧に説明させていただこうと思えます。貴重なご意見ありがとうございます。

○鈴木委員

宗像独特の言葉ということでしたら、宗像市民であれば通じる言葉ですか？

○会長

そういう訳ではなく、他の市町村にも同じような用語のわかりづらさの問題がありまして、大体「拠点」と「中心」という使い分けが多いのですが分かりづらい都市計画用語ではあります。ただし宗像市だけで使われているというわけではないということです。

○事務局

どう整理するかというところかなと思います。

○会長

ありがとうございます。他の用語も見つかりづらいというものもあるかと思いますが、分かりづらいというのは確かですし、「中心」、「拠点」、「地域拠点」、「生活拠点」というヒエラルキーですが、地域と生活、どちらが上位なのか分からないですね。説明を丁寧に行い、質問があれば説明に伺うということが必要かと思えます。

色々ありがとうございました。そろそろ意見集約に移りたいと思います。基本的には、事務局から説明があった通り、この都市計画マスタープランの審議については、国の指針に基づいて策定をされています。その指針の中で都市計画審議会でも意見を求めることが望ましいということですので、今回審議をさせていただいたという訳でございます。そのため、一般の都市計画決定のように議決は行いません。そして、2通りの意見のまとめ方がございます。一つは「案の通りとして特になし」というまとめ方です。もう一つは「案の通りとするけれども、こういう意見がありました」という意見を付けるまとめ方がございます。いずれでも問題ないかと思えます。

○川内委員

後者をお願いします。

○会長

後者ということであれば、今いただいた意見をいくつか付帯意見として付けさせていただくということでもよろしいでしょうか。そうしますと、意見の内容について、何点かあったと思いますが、事務局いかがでしょうか。

何点か整理すると、例えば前半の方では、産業振興、それから観光に関して、より積極的に市の今後の在り方を考え、計画の事務に努めていただきたいというご意見をいただきました。それから、都市計画道路についても、どういう優先順位でやっていくのかということでは、しっかり整理していただきたいという意見でした。それから、先ほどのインフラの話も非常に重要なところと思いますが、インフラの維持管理の観点から、新しく作るだけでなく、今あるものをしっかり守っていくとか、今ある性能をしっかり担保していくということも重要という話もありました。

最後は、用語が分かりづらいということで、丁寧な説明をしてほしいということで。全然まとめなくても色々ありましたが。どうしますか？全部意見に付けますか？

○川内委員

意見を言う機会は先ほどまでで終了しましたでしょうか？今、意見を言ってもよろしいでしょうか？

○会長

今言っていたら、よろしくをお願いします。

○川内委員

私からは、公共交通こそが宗像市の最重要課題だという視点から、意見を申し上げたいと思っております。高齢化によって免許を返納して車を運転しない市民が増加する中、従来型のバスでは市民の生活様式やニーズに対応しきれていないとの声をたくさん聞いてきました。具体的にはバス停まで歩くのが辛いとか、バスをじっと待っているのが辛いから、料金が割高なタクシーを利用せざるを得ないというようなところでは。

これに対して市は、令和6年度ラストワンマイル交通需要調査を行い、自宅から目的地まで、いわゆるドア to ドア、タクシー移動を望む声が大変多いということが明確にわかっています。

そのため本市では令和7年度から宗像市全地域に、順次、デマンド型の乗り合いタクシーを導入していくことと
しています。この都市計画マスタープランで言うところのラストワンマイル交通です。

このデマンド型乗り合いタクシーが定着すれば、同一エリア内は高齢者300円という低料金で利用可能にな
るとか、サンリブからユリックスまで大人700円、高齢者500円という料金設定が可能になります。そして今全国
的に、バス路線廃止が深刻な問題となっている中で、本市ではこういうデマンド型の乗り合いタクシーを運営して、
西鉄バスが廃止となる神湊線と鐘崎線では、市が独自にバス路線を運営することを検討していると聞いておりま
す。これらの施策の実現によって、本市はフェリー、バス、タクシーも含めた広範な公共交通の運営主体となります。
複数のこれまで民間事業者が個別に運営していたこれらの公共交通機関を市が単独で運営することで、例えば
大島の住民がフェリーに乗って港のターミナルからバスで市内中心部に来て、そこから何回もタクシーを乗り継い
で病院や買い物、またバスに乗ってフェリーに乗って島へ帰る場合でも、大人2000円、高齢者1500円というよ
うな料金設定が可能になると私は考えています。本市の発展持続のためには中心部から離れた郊外部へのアク
セスを高めることとともに、単一の運営主体というメリットを生かして、公共交通機関の利用料金のハードルを下げ
ることが求められています。それらを踏まえた上で、この都市計画マスタープランには、明確なビジョンとして、車を
持たなくても安心して住み続けられる宗像のような明確なビジョンを記載してほしいと要望します。

また、複数の交通機関を乗り継いでも、Maasのようにデジタル決済で、便利に安く支払いができるシステムの
導入を検討しているということも聞いておりますが、公共交通の利用が最も多い高齢者世代への配慮、とりわけス
マートフォンを持たない高齢者への配慮が重要だと考えます。

○会長

今、委員がおっしゃられたことは、都市計画マスタープランP69をご覧くださいながらの方が良いかと。交通弱
者に関しては記載があったので。

○川内委員

そうですね。公共交通に関する記述のところですね。

スマホを持たない高齢者であっても、先ほどのデジタルデバインド対策の話です。Suica等の交通系ICカード等
を用いて、Maasが利用できる仕組みや、紙にバーコードやQRコードとか印刷されたチケットでの利用を可能に
するなど、スマホを持たない高齢者が排除されない仕組みづくり、デジタルデバインド対策が最も重要な視点だと考
えています。

○会長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局

今川内委員がおっしゃったことは、まさに都市計画マスタープランでの位置づけがP69にあるところで、さらに立
地適正化計画、これは国土利用計画等審議会にて交通網の整理について十分ご議論をいただいたところで、おっ
しゃっていただいた軸というのは大変重要な視点です。

まずは神湊に至る軸、鐘崎に至る軸、こういったところが立地適正化計画の都市の骨格構造として位置づけているところでは。そういったところで、公共交通関係の計画の方に落として展開していくという流れになります。ただ、今回のご意見は視点として大変大切なところと認識しております。

○会長

様々なご意見をいただきましてありがとうございます。そろそろ時間になりましたので、まとめに入りたいと思いますが、案の通りとするけれど、先ほどいただきました意見に追加の意見として集約したいと思います。

事務局からもご意見があれば。私と一緒に少し今日のまとめを整理させていただくということによろしいでしょうか。

○事務局

はい、答申のまとめ方として会長がおっしゃった通り、事務局で打ち合わせをした上で、意見を付した答申を作成させていただきます。その内容を以て会長から答申をいただくことを考えておりますが、いかがでしょうか？

○会長

議事録も最初に申しましたように、全て皆さんの発言を収録した形で作られますので、もし今後、議会で使われるとか、こういう意見を述べたとかいうことであれば、そちらの議事録も参照いただいてよろしいかと思います。

《第2号議案：景観計画について（諮問）》

○会長

ありがとうございます。少し時間が経ってしまいましたが、次の第2号議案に入りたいと思います。

○事務局

第2号議案の審議事項について、都市再生部長の高崎から審議会へ諮問をさせていただきます。

○都市再生部長

それでは諮問いたします。宗像市都市計画審議会会長、黒瀬武史様、景観法第9条第2項の規定に基づき、次の事項について意見を聴取します。宗像市景観計画の変更について。

○事務局

それでは、担当より説明いたします。

○会長

よろしく申し上げます。それでは私の方から、第2号議案、宗像市景観計画案、景観計画の変更についてご説明させていただきます。本件につきましては、景観法の規定により都市計画区域において景観計画を変更しようとする時は、都市計画審議会のご意見をいただくことになっているものです。なお、景観計画案につきましては、市の諮問機関であります景観審議会にて審議等を重ねまして、先日、その答申をいただいたものでございます。それでは、景観計画の変更の背景や内容についてご説明させていただきます。

○会長

可能であれば、資料を大きくすることができれば、遠くの方が見やすいかもしれません。手元にも同じ資料がございます。

○事務局

本市は、平成25年に景観法に基づく景観計画を定めることができる景観行政団体となり、平成26年に景観まちづくりプランや景観計画、景観条例を策定・制定し、景観まちづくりを進めてまいりました。今回の変更は策定から約10年が経過し、今年度に景観まちづくりプランの最終年度を迎え、今後も引き続き、景観まちづくりの取り組みを推進するため、基本方針などを定めるこれまでの景観まちづくりプランと、景観形成基準などを定める景観計画が一体となった形で、景観計画を変更するものがございます。変更案の作成にあたりましては、単にプランと計画を一体化させるだけではなく、内容の見直しも検討し、目指す姿や方針等の全体の方向性は概ね良好に進んでいるため今後も継続していくものの、社会的課題への対応や地域住民の生活との調和を図るため、建築物を建築する際の屋根形状や色彩、高さなどの規制内容である景観形成基準が適切かどうかを検討いたしました。方向性としましては、屋根形状や色彩、高さなどの景観形成基準のうち、色彩や高さは継続して守っていくものの、脱炭素社会の推進などで増えてきております屋根形状で、現在の計画では認めていない差し掛け屋根、片流れ屋根などの屋根形状を眺望景観に影響を与えない区域においては建築可能にしてはどうかというものと、それらの

屋根形状を認めるに際し、いままでの景観計画では書ききれていなかった太陽光発電設備の基準を明確化することで、より周辺の景観と調和させ、眺望景観を保全していこうという変更案を作成いたしました。

○会長

もしかしら次のページの屋根形状を見ていただくと、皆さん分かりやすいかもしれません。

○事務局

はい。具体的な見直し内容の概要をご説明いたします。4の行為の制限に関する事項をご覧ください。現在の計画における主な行為の制限といたしましては、一般区域では形態意匠と色彩で、世界遺産の緩衝地帯と同じ地域で設定しております景観重点区域では、形態意匠、色彩、高さ等の制限を設けております。(3)に景観形成基準の抜粋を記載しておりますが、特に世界遺産の緩衝地帯と同じ地域で設定しております景観重点区域Ⅰ、Ⅱ、Ⅲにおいては細かな制限を設けております。景観重点区域については概要版の裏面の左上に区域図を載せておりますので、こちらをご覧ください。景観重点区域Ⅰは宗像大社周辺から釣川河口にかけての区域と大島の一部、オレンジの部分で、景観重点区域Ⅰの周辺の神湊や大島の一部、地島などが景観重点区域Ⅱになっております。景観重点区域Ⅲは鐘崎や田野などのエリア、青色のエリアになっております。表の(3)の景観形成基準の抜粋に戻りまして、例えば、景観重点区域ⅠⅡにおける屋根形状は、切妻、入母屋、寄棟の勾配屋根にすることや、表の中段の高さについては、重点区域Ⅰは10m、重点区域Ⅱは13m以下にすることなどを定めております。また、色彩基準では、屋根や外壁などで周辺と調和した色彩になるような基準を設けており、ページ下段のように、使用できる色彩を定めております。今回の変更では表の赤字部分、重点区域ⅠⅡの屋根形状と太陽光発電設備に関する基準の追加を変更をしようと考えております。内容については別紙変更概要をご覧ください。概要版の次のページに掲載しております。見直し①赤色と緑色の景観重点区域ⅠおよびⅡでは、これまでは右側のイラストにございます切妻、入母屋、寄棟の屋根形状しか認めていなかったのですが、赤色の区域においては片流れ、差し掛け、陸屋根といった形状も追加で認めようというものでございます。この見直しの背景としましては、当初景観計画を定めた10年前と比べますと、全国的に脱炭素社会の推進などで太陽発電に有利な屋根形状である片流れ、差し掛け屋根などを選択する方が多くなっていることが背景にございます。本市の景観重点区域は市街化調整区域でございますので、新築件数は多いものではございませんが、全国的な傾向と同様に片流れ、差し掛けといった屋根形状の相談件数が増えております。そういった地域住民の生活との調和といった課題などを踏まえまして、規制内容の変更を検討いたしまして、景観計画で定めている視点場からの眺望に影響を与えない範囲として赤色の区域を設定し、その区域において屋根形状の追加を行いたいと考えております。この赤色の影響を与えない範囲につきましては、フォトモンタージュを作成し、視点場からの見え方がどのようになるのかを景観審議会や景観アドバイザー、世界遺産関連の会議でございます保存活用協議会等でご議論いただきました。それらの会議の議論を踏まえまして、視点場から200m以内の緑の範囲は、これまで通り3つの屋根形状のままいたしますが、200m以上離れた赤の範囲においては屋根形状を追加したいと考えております。続きまして、見直し②太陽光発電設備についてです。現計画では上段の図にございます屋根置き型の規制はなく、下段の地上設置型の太陽光発電設備はその他工作物として区分され、これまで視点場からの眺望を阻害しない位置や高さ、周囲に植栽を修景することなどを基準としてきました。今回の景観計画の変更では、現状では基準のない屋根置き型については、太陽光パネルやフレームの色彩基準や建築物との一体化の基準などを設け、また地上設置型につきましては、屋根置き

方と同様に太陽光パネルやフレームの色彩基準を設け、その他工作物から独立した区分として明確化する変更を行いたいと考えております。第2号議案景観計画の変更についての説明は以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。こちら少し複雑な内容ですが、先ほどの赤と緑の図が一番わかりやすいと思いますが、元々は赤のように、非常に厳しい屋根形状のみだったということですが、そのうち、世界遺産で設定した視点場、主に大切に作る景観を見る場所ということですが、そこから見た時の影響が小さい範囲については、いくつかの下のオレンジで囲んである屋根形状は認めてもいいのではないかと、緩和してはどうかということになっていると思います。こちらご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。こちらについては、質問書はなかったということですのでよろしいでしょうか。

○事務局

はい、ございませんでした。

○長委員

質問ですが、これまで10年間ほど、運営されていたということで、10年通してでもいいですし、年間でもいいですが、どれくらい届出があっているのかということと、今回太陽光発電の設備について新たに条件を設けられるということですが、それ以前にも既に作られているものがあるのかどうかを教えてください。

○事務局

建築物で申しますと、多少誤差はございますが、毎年10件程度上がっているところでございます。太陽光発電設備が今まであったかどうかについては、野立ての地上設置型の太陽光設備は、ある一定の時期までは盛んに行われ、届出もあっていましたが、ここ5年間ぐらいは、全体で2、3件程度なのが現状です。

○長委員

建築物が年間10件程度というのは重点区域なのか、一般区域なのかというのはいかがでしょうか。

○事務局

重点区域の数です。

○長委員

はい。分かりました。

○会長

ご質問の意図としては緩和しなければいけないほど、その需要があるのかというところの確認だと思いますけれども、一定程度ご要望があるという状況でよろしいですか。

○事務局

はい。10件程度ですが、そもそもそれぞれの集落の人口というのが少ないものですので、そこでの10件というのは、少ないか多いかという、その時に新築したいという方の割合としては、低くないというところもあり、今回変更をしております。

○会長

他いかがでしょうか。わたしから、確認ですが、世界遺産委員会というか、ユネスコの方も、バッファゾーンの建築制限の緩和だと思いますけれども問題ないと、世界遺産の価値が毀損しないという風に確認してるということでもよろしいですか。

○事務局

はい。先ほど説明しましたように、世界遺産の保存活用協議会で判断していただいて、影響があるようであれば、ユネスコに報告しますが、そこまでないだろうということで、その会議で承認いただいたということです。

○会長

わかりました。その他いかがでしょうか。

では、こちらも審議会としての意見をまとめたいと思います。こちらも先ほどと同じパターンで、案の通りとして特に他の意見なしというのと、案の通りとするけれども意見を付けるということでしたが、こちらの方については、強いご意見というのは、確認の質問が主だと思いますので、私としては案の通りとして特に他の意見無しということを進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

では、この方向で進めてまいりたいと思います。

1号議案2号議案の議論がこちらで終わりましたので、審議事項はこれで終わりということでもよろしいですか。

○事務局

黒瀬会長ありがとうございました。次第4の報告事項につきましては冒頭に申しあげました通り、審議事項1の、都市計画マスタープランと合わせて説明させていただいたということになりますので、これで審議事項を終わりたいと考えています。最後に都市再生部長の高崎から一言ご挨拶申し上げます。

○都市再生部長

都市再生部長の高崎です。本日はご多忙中にもかかわらず、宗像市都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございました。委員の皆様には宗像市のまちづくりの重要な審議であります、都市計画マスタープラン及び景観計画につきまして、熱心かつ丁寧なご審議を賜り、誠に感謝申し上げます。両計画案はそれぞれの審議会やパブリック・コメントを通じて、幅広い市民の皆様から頂戴した貴重なご意見を踏まえ、事務局で慎重に取りまとめ、本日も審議いただきました。委員の皆様には深いご見識に基づいた活発なご意見をいただき、それぞれの計画について概ね合意いただけたものという風に認識しております。この後、黒瀬会長から最終的な答申をいただく運びとなります。本日のご審議の結果が宗像市の今後の都市計画における重要な礎となるものと確信しております。本日は誠にありがとうございました。

○事務局

それでは、ここで事務連絡をさせていただきます。今回、ご出席いただきました会議の報酬等につきましては、会計課の方から年末年始にかけて送ります源泉徴収の発行に変えさせていただきます。また来年度の都市計画審議会につきましては、先ほどの説明の中にもありましたが、いくつかの地域から地区計画の相談等が出されておりますので、恐らく夏頃から秋頃にかけて開催できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○会長

これで閉会です。ありがとうございました。